

令和7年第2回（6月）定例会 議案参考資料

○専決処分の承認を求めることについて

報告第2号	宮津市市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1P
報告第3号	宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	8P

【単行議案】

議第52号	字の区域及び名称の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	13P
議第53号	宮津市市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	14P

議案参考資料
令和7年6月定例会

報告第2号

宮津市市税条例の一部を改正する条例【専決】

区分

条例の改正

【報告の概要】

◆専決の主旨・目的

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

1 軽自動車税

○2輪の原動機付自転車の車両区分の見直し

・総排気量125cc以下で最高出力を4.0KW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る税率を2,000円（50cc原付と同額）としたもの
※現行の50cc原付バイクは、令和7年11月からの排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難

2 固定資産税

○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額減額措置に係る手続きの見直し

・区分所有者に加え管理組合の管理者等も手続きすることを可能としたもの

【減額措置の概要】

1戸当たり100㎡を上限、減額割合は1/3

※適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長

3 その他条文整理

引用条項ずれ等に伴う改正

◆施行日

令和7年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和6年12月27日 令和7年度税制改正の大綱 閣議決定
- ・令和7年3月31日 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 公布

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課税務係
(45-1612)

添付資料

・新旧対照表

報告第2号

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後
(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>(新設)</u> ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定す	(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u> オ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定す

る特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受

る特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受

けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示

するとともに
に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

有効期限並
びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第2条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の3 (略)

2～19 (略)

20 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

附 則

第2条の3の2 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の3 (略)

2～19 (略)

20 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3

分の2とする。

21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22・23 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の4 (略)

2～12 (略)

13 (略)

14 (略)

(読替規定)

第18条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38

分の2とする。

21 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22・23 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の4 (略)

2～12 (略)

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

14 (略)

15 (略)

(読替規定)

第18条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37

項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和7年6月定例会

報告第3号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例【専決】

区分

条例の改正

【報告の概要】

◆専決内容の主旨・目的

国民健康保険に係る被保険者間の保険税負担の公平性の確保、中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31に公布されたことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

①課税限度額の見直し

国民健康保険税構成要素	課税限度額		増減
	改正前	改正後	
医療分基礎課税額	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円	+2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
合 計	106万円	109万円	

②低所得者に係る保険税軽減の拡充

<改正前>	軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+29.5万円×（被保険者数※）
2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+54.5万円×（被保険者数※）



<改正後>	軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+ 30.5万円 ×（被保険者数）
2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+ 56万円 ×（被保険者数）

◆施行日

令和7年4月1日

【政策等の背景・報告までの経過】

- ・令和6年12月27日 令和7年度税制改正の大綱 閣議決定
- ・令和7年1月 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問
- ・令和7年2月 宮津市国民健康保険運営協議会から市長に答申
- ・令和7年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令 公布

【市民参加の状況】

- ・宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

<参考>

- ・課税限度額の見直しに伴う影響 24世帯：約58万円増加
- ・低所得者軽減の拡充に伴う影響 12世帯：約60万円減少

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

添付資料

- ・地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要
- ・新旧対照表

報告第3号

地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要

■改正内容

I 国民健康保険税の課税限度額について、次のとおりとする。

- ①基礎課税額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に引き上げる。
- ②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。

II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

- ①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
- ②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

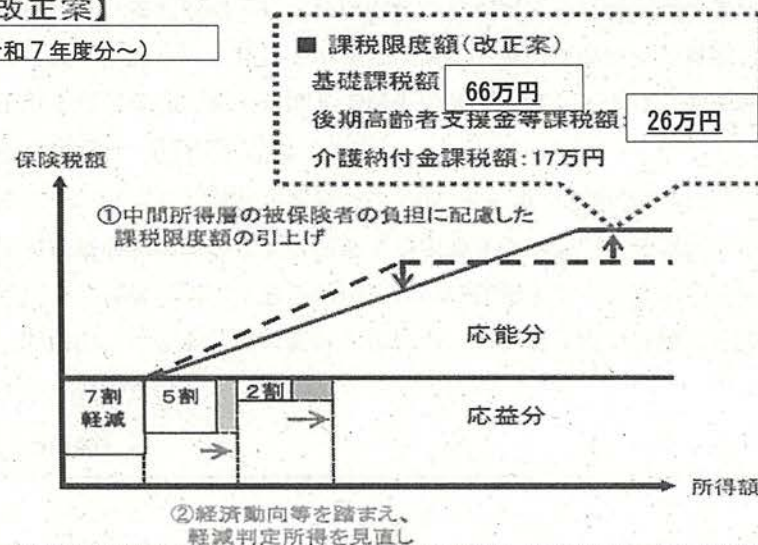
令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について、①課税限度額の引上げ及び②5割軽減・2割軽減の基準額見直しを行う。

【現行】



【改正案】

（令和7年度分～）



■ 軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋29.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋54.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

■ 軽減判定所得（改正案）

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋30.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 (略) 第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>260,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>260,000円</u>とする。 4 (略) 第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲

げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

2・3 （略）

ア～カ（略）

2・3 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和7年6月定例会

議第52号

字の区域及び名称の変更について

区分

その他

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 国土調査法に基づき平成15年度、平成16年度及び平成28年度から調査を実施した地区について、地籍調査の成果により、字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるもの。 ◆提案の概要 議案別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり ◆提案の根拠法令 地方自治法 (市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。 2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。		《地籍調査に係る字変更等手続きの流れ》 ○平成15年度から中野、小松、溝尻、国分地区の一部の地籍調査を開始 ○平成16年度から中野、溝尻、小松地区の一部の地籍調査を開始 ○平成28年度から須津地区の一部の地籍調査を実施 ○平成15年度及び平成16年度から調査を実施した地区について、平成27年9月議会にて議決 ※議決後、京都府の認証請求までの間に筆界未定地の解消作業等を行い、成果の一部に変更が生じた。 ○令和5年2月、京都府知事へ地籍調査成果の認証請求手続（H28調査実施分） ○令和6年1月、京都府知事へ地籍調査成果の認証請求手続（H15・H16調査実施分） ○令和7年3月、京都府知事から成果の認証	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		総務課 情報推進係（45-1602）	

議第52号

議案参考資料
令和7年6月定例会

議第53号

宮津市市税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】																													
◆提案の趣旨・目的 令和7年度税制改正に伴う地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)等が令和7年3月31日付けで公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。 ◆提案の概要 1 個人市民税 ○大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設 ・令和8年度から控除対象となる19歳以上23歳未満の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入するもの <table><tr><td>特定親族の前年の合計所得金額</td><td>控除額</td><td>特定親族の前年の合計所得金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>58万円超95万円以下</td><td>45万円</td><td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>41万円</td><td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td><td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>21万円</td><td></td><td></td></tr></table> 2 市たばこ税 ○加熱式たばこの課税方式の見直し ・現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式とし、激変緩和措置として2段階で実施するもの <table><tr><td colspan="2">課税標準</td></tr><tr><td>現行</td><td>現行の換算本数×1.0</td></tr><tr><td>改正案 R8.4.1以降</td><td>現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5</td></tr><tr><td>R8.10.1以降</td><td>改正後の換算本数×1.0</td></tr></table> 3 その他条文整理 施行規則の改正に伴う改正 ◆施行日 1…令和8年1月1日 2…令和8年4月1日 3…地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日		特定親族の前年の合計所得金額	控除額	特定親族の前年の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	41万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下	31万円	120万円超123万円以下	3万円	105万円超110万円以下	21万円			課税標準		現行	現行の換算本数×1.0	改正案 R8.4.1以降	現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5	R8.10.1以降	改正後の換算本数×1.0	・令和7年3月31日公布 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号） ・令和7年3月31日公布 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号） ・令和7年3月31日公布 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）	
特定親族の前年の合計所得金額	控除額	特定親族の前年の合計所得金額	控除額																												
58万円超95万円以下	45万円	110万円超115万円以下	11万円																												
95万円超100万円以下	41万円	115万円超120万円以下	6万円																												
100万円超105万円以下	31万円	120万円超123万円以下	3万円																												
105万円超110万円以下	21万円																														
課税標準																															
現行	現行の換算本数×1.0																														
改正案 R8.4.1以降	現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5																														
R8.10.1以降	改正後の換算本数×1.0																														
		【市民参加の状況】																													
		【政策等の効果及び費用】																													
		■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円																													
		【他の自治体の類似する政策との比較】																													
【第7次宮津市総合計画との整合】																															
重点プロジェクト	—																														
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載																															
担当課・係		添付資料																													
税務・国保課税務係（45-1612）		・新旧対照表																													

現行	改正後（案）
（公示送達） 第 1 7 条 法第20条の 2 の規定による公示送達は、 _____ _____ _____ _____ _____宮津市公告式条例（昭和29年条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する <u>掲示場に掲示して行う</u> _____ _____ものとする。 （納税証明事項） 第 1 7 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第 3 5 条の 2 所得割の納税義務者が法第314条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第11	（公示送達） 第 1 7 条 法第20条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を宮津市公告式条例（昭和29年条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。 （納税証明事項） 第 1 7 条の 3 <u>施行規則</u> _____第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第 3 5 条の 2 所得割の納税義務者が法第314条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第11

項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定す

項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定す

る扶養控除額_____

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 扶養親族_____の氏名

る扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第12条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第

3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供される

もの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第12条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令 令和8年4月1日

(2) 第17条及び第17条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等
の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲
げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）
第17条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送
達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例に
よる。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和
8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分まで

の個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の宮津市市税条例（以下「旧条例」という。）第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第12条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、宮津市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第12条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。

(1) 宮津市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第12条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第12条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

